

広島県助産師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十三号

広島県助産師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県助産師修学資金貸付規則（平成二十一年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 修学生は、第一項第一号に該当することを理由に同項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消され、前項の規定により修学資金の返還を命ぜられたときは、当該修学資金を交付された日から返還の日までの日数に応じ、当該修学資金の額につき交付した日における民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条に定める法定利率で計算した利息を支払わなければならない。</p>	<p>第十八条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 修学生は、第一項第一号に該当することを理由に同項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消され、前項の規定により修学資金の返還を命ぜられたときは、当該修学資金を交付された日から返還の日までの日数に応じ、当該修学資金の額につき年五パーセントの割合で計算した利息を支払わなければならない。</p>

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

成 年 月分から平成 年 月分まで」を「 年 月分から 年 月分まで」に改める。

を「 年 月分まで」に改める。

別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

成 年 月分から」を「 年 月分から」に改める。

を「 年 月分まで」に改める。

別記様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

私は、広島県助産師修学資金について、年 月分から 年 月分まで毎月 円を借り受けることとなったので、修学資金借受者として広島県助産師修学資金貸付規則に従うとともに、年 月 日付けで決定された修学資金の貸付額（月額 円，総額 円）について、責任をもって返還していくことを堅く誓います。

修学生 住 所
氏 名 ⑩
(T E L)
決 定 番 号 第 号
修学養成施設名

私たちは、年 月 日付けで上記修学生に対し決定された修学金の貸付額（月額 円，総額 円）について、連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩
(T E L)
生 年 月 日 年 月 日
本人との関係

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩
(T E L)
生 年 月 日 年 月 日
本人との関係

注 1 やむを得ない理由により県外に住所を有する者が保証人となる場合は、当該保証人の住民票の写しを添えること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第五号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月限り」を「 年 月限り」及び「平成 年 月分まで」を「 年 月分まで」及び「平成 年 月分まで」に改める。

別記様式第六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月分まで」を「 年 月分まで」を「 年 月分まで」に改める。

別記様式第七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月分まで」を「 年 月分まで」及び「平成 年 月分まで」に改める。

別記様式第八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月分まで」を「 年 月分まで」に改める。

別記様式第九号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第十号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第十一号から別記様式第十三号までの様式中の「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」及び「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第十四号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」及び「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。